

(平成22年9月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認青森地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 10 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 9 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（2万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における平成16年3月31日の標準賞与額に係る記録を2万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年3月31日

社会保険業務センター(当時)から送られてきた「ねんきん定期便」の厚生年金保険の標準報酬月額と給与支給明細書を照合した結果、A社から平成16年3月31日に支給された賞与2万円について、厚生年金保険料が控除されているのに標準報酬月額の賞与として記入されていないので調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された平成16年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿、支給控除項目一覧表及び申立人が所持している給与支給明細書により、申立人は、平成16年3月31日において、その主張する標準賞与額(2万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年1月31日から同年2月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を同年2月1日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月31日から同年5月19日まで
日本年金機構年金事務所に厚生年金保険被保険者期間について照会したところ、申立期間について被保険者として記録されていない旨回答を受けた。

私は、昭和42年3月26日にA社に正社員として入社し、C市にあったD社（現在は、B社E支店F営業所）で営業をしていた。入社してから平成15年に退職するまで継続して勤務しており、私の年金手帳には、厚生年金保険の加入が継続していたことも記載されている。それにもかかわらず、申立期間について、厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 雇用保険の加入記録により、申立人は昭和44年2月28日までA社に継続して勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B社E支店F営業所から提出された昭和44年分給与所得の源泉徴収票及び昭和44年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、昭和44年2月（日付不詳）にA社を退職し、同年1月に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44

年1月31日まで継続して勤務し、同年1月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭和43年10月のオンライン記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の昭和44年1月に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を同年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年1月31日と誤って記録する特段の事情もうかがわれなことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る同年1月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 一方、申立期間のうち、昭和44年2月1日から同年5月19日までについては、B社E支店F営業所から提出された昭和44年分給与所得の源泉徴収票及び昭和44年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人がA社及びD社に勤務していたことは認められるものの、昭和44年2月から同年4月までの厚生年金保険料は給与から控除されていないことが確認できる。

また、申立人が名前を挙げた元事業主及び元経理担当者は、既に他界しており、証言を得ることはできない。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年1月から9年7月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月から9年7月まで
平成3年1月当時、A市役所B課において国民年金の加入手続及び免除申請を行った。その後毎年欠かさず、免除申請を行った。申立期間について、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成3年1月に国民年金に加入し、免除申請の手続を行った。」と主張しているものの、申立人は、平成2年12月末までC共済年金に加入しており、退職するまで所得があったものと考えられることから、3年1月時点では、当時の国民年金保険料の法定免除及び申請免除の承認基準に該当しなかったものと推認される。

また、オンライン記録によると、申立人には、平成10年3月26日付けで厚生年金保険手帳記号番号が基礎年金番号として付番されていることが確認できる上、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿（電子データ）から、当該番号が付番された時点において、C共済組合の資格喪失日にあわせた、3年1月にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間当時は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料の免除申請の手続を行うことはできなかったものと推認される。

さらに、申立人は、「年金手帳については、これまでに交付されたのは1冊である。」と述べているところ、その年金手帳の色は、基礎年金番号制度が導入されてから交付されている青色であることが確認でき、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索を行ったものの、

申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 2 月 5 日から同年 8 月 18 日まで
② 昭和 30 年 8 月 21 日から 34 年 2 月 21 日まで

私は、社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険期間について、脱退手当金として支給済みとの回答を受けたが、受給した記憶が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 34 年 7 月 28 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人と同じ昭和 34 年 2 月前後に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、かつ、脱退手当金の支給記録のある元同僚 56 人のうち 55 人が、申立人と同様に、資格喪失後の約 6 か月以内に支給決定されていることから、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 7 月 1 日から 40 年 12 月 1 日まで
昭和 39 年 6 月に A 社に入社して B 業務の仕事をしていたが、入社後間もなくけが（私傷病）のため会社と合意退職した。その後数週間くらい自宅療養し、同年 7 月に同社に再入社し、40 年 12 月まで勤務した記憶がある。

申立期間については、確かに勤務していたので厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言から、勤務期間の特定はできないものの、申立人が A 社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、申立期間当時の事業主は既に他界しており、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除等について関連資料及び証言を得ることはできなかった。

また、当該事業所を継承している現在の事業主は、「当時の人事記録等の関連資料は保管していない。厚生年金保険の取扱い及び申立人に関する記憶も無い。」と回答している。

さらに、申立期間当時、元事業主が社会保険事務を委託していた C 協会は、「当協会の保管している被保険者台帳の記載を見ると、申立人に係る記録は日本年金機構の記録と一致している。また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の得喪記録は無い。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年7月23日から37年6月1日まで
② 昭和37年8月11日から同年同月30日まで
③ 昭和37年8月30日から同年11月25日まで

昭和36年7月ころから37年5月ころまでの期間、A社のB工場で、C業務をしていた。仕事が終了したので、同じA社のD工場でC業務をしていたが、またB工場に戻って1か月くらい働いた。その後は、D工場に戻って働いた。

B工場で働いていたころ、E市に住んでいる妻が臨月を迎えていたので、家族は一緒にいなければいけないと思い、家族を転居させたところ、B工場近くの産院で二女が産まれた。その当時の日記があり、私は間違い無くB工場で働いていたので、厚生年金保険に加入していたかどうか調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の住民票履歴、申立人の妻の証言及び申立人から提出された昭和36年11月*日の日記により、申立人が申立期間のうち、①及び②の期間はA社のB工場、③の期間はA社のD工場でC業務をしていたことは推認することができる。

また、申立人は、「A社は元請で、私は下請のF社に雇われていた。」と主張しているところ、A社からの、「申立人が主張している作業については、協力会社等が行っていたことが多い。」という回答と符合する。

しかしながら、申立期間について、A社からは、「当時の詳細な記録や関

連書類が無く、申立人が主張する作業を請け負っていた会社を特定することは不可能である。」旨の回答がある上、オンライン記録で確認できる「F」の名称が付く申立期間当時の適用事業所について被保険者記録を確認したが、申立人に該当する記録は無く、申立人が勤務していた事業所を特定することはできなかった。

また、申立人は、「妹夫婦に誘われて、A社のB工場に直接行った。」と主張しているものの、申立期間当時における妹夫婦の厚生年金保険の加入記録が確認できない上、その妹は所在不明であるほか、その夫は既に他界しており、証言を得ることはできない。

さらに、申立人は、A社のD工場の下請の事業所についての記憶が定かでないことから、当時の状況についての関連資料及び証言等を得ることができない。

このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月15日から同年秋ころ（月日不詳）まで
② 昭和48年4月15日から同年秋ころ（月日不詳）まで
③ 昭和49年4月15日から同年秋ころ（月日不詳）まで

私は、昭和44年から52年まで毎年続けて春から秋までA社（現在は、B社）に勤務し、その都度、雇用保険を受給していた。

社会保険事務所（当時）に照会したところ、当該期間のうち、昭和47年から49年までの厚生年金保険の加入記録が確認できないと回答されたが納得できない。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の具体的な記憶及び雇用保険の加入記録から、申立人が、申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、現在の事業主は、「申立人は、短期（季節労働者）と思われるが、詳細は不明である。確認できる書類が無いことから、申立人に係る厚生年金保険への加入届出及び厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答している。

また、申立人が同僚として名前を挙げた二人には厚生年金保険の加入記録が確認できない上、一人は他界し、一人は所在不明のため、当時の状況について証言を得ることはできなかった。

さらに、同社が加入するC健康保険組合に照会したところ、「申立人の申

立期間における加入記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番は無い。」「申立人の厚生年金保険の加入記録がある期間については、同組合においても、加入記録が確認できる。」と回答しており、当該健康保険組合の加入記録と厚生年金保険の加入記録は一致している。

加えて、申立人は、「私の夫も、申立期間と一緒に勤務した。」と述べているが、その夫も申立人と同様に、申立期間における厚生年金保険の加入記録及びC健康保険組合の加入記録は確認できず、当該健康保険組合の加入記録と厚生年金保険の加入記録が一致している。

なお、申立期間のすべてにおいて、夫婦共に国民年金に加入し、国民年金保険料が納付済みである。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年5月から同年12月まで（日付不詳）
社会保険事務所（当時）に船員保険被保険者記録を照会したところ、申立期間について被保険者として記録されていない旨回答を受けた。
申立期間当時、A県B町でC氏の所有するD丸にE業務として乗船していた記憶があるので、申立期間を船員保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の船主、漁労長及び機関長は既に他界しており、申立人の勤務実態や船員保険料の控除等について関連資料及び証言を得ることはできない上、船員保険加入記録がある複数の元同僚は、「申立人及び船員保険加入について記憶が無い。」と証言している。

また、申立人が、同じE業務であったと名前を挙げた元同僚は既に他界している上、D丸の船員保険被保険者名簿を確認したが、その元同僚は申立期間の前後を含めて加入記録を確認できない。

さらに、D丸の船員保険被保険者名簿を確認したが、船員保険の適用事業所となった昭和27年9月1日から同年12月31日までに被保険者資格を取得した16名の中に申立人の氏名は無く、被保険者証記号番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 10 月 (日付不詳) から 47 年 7 月 14
日 まで

私は、昭和 46 年 10 月中旬、A社を中途退社し、その翌日から以前より誘われていたB社に勤務したにもかかわらず、同社での厚生年金保険の加入が 47 年 7 月 14 日となっていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の業務に関する記憶及び当時の上司、同僚の証言から、勤務時期を特定することはできないが、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、当時の事業主は既に他界しているほか、元上司（事業主の弟）は、「採用と同時に厚生年金保険の加入手続は行ったと思うが、今となっては、はっきりしない。会社は昭和 62 年 12 月に廃業しており、社会保険関係書類は廃棄した。」と証言していることから、関連資料を得ることはできなかった。

また、厚生年金保険の加入記録のある元同僚 4 人のうち、3 人は採用と同時に加入、一人は 1 年 2 か月後に加入したと供述していることから、当該事業所では、必ずしも採用と同時にすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

さらに、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿を見ると、申立人の当該事業所における資格取得年月日は昭和 47 年 7 月 14 日と確認でき、申立人の前後の資格取得年月日の記載状況を見ても、不自然さは見られない上、申立人の当該事業所における健康保険厚生年金保険被保険者原票でも同年

7月14日が資格取得年月日とされていることが確認できる。

なお、申立期間における雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 3 月 26 日から同年 4 月 1 日まで
ねんきん特別便では、旧姓時代の A 社の資格喪失日が平成元年 3 月 26 日とされているが、私は同年同月 31 日まで勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、A 社に平成元年 3 月 31 日まで勤務していた。」と主張しているものの、申立人に係る雇用保険の加入記録では、申立人は同年同月 25 日に当該事業所を離職している上、B 社が保管する同年同月 2 日付け非常勤職員退職報告書によると、申立人に係る当該事業所の退職承認年月日は同年同月 25 日であることが確認でき、オンライン記録と一致している。

また、健保・厚年保存記録照会回答票により、健康保険被保険者証の回収日が、資格喪失日である平成元年 3 月 26 日直後の同月 28 日であることが確認できることから、その事務処理に不自然さは見られない。

さらに、当該事業所からは、「申立人の申立期間に係る給与支払、保険料控除及び社会保険手続について、確認できる資料は残存していない。」との回答を得ており、当時の状況を確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 9 月 2 日から 34 年 4 月 15 日まで
年金記録を確認した際、申立期間の船員保険加入記録が無い旨、回答を受けた。

私は、A社B営業所（現在は、C社）において、申立期間について乗船している。また、申立期間の乗船証明書がある。

大手会社なので、船員保険に加入させないことは無いと思う。申立期間を船員保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持しているA社B営業所が証明した乗船証明書の記載内容から、申立人が申立期間において、当該事業所で船員保険の適用船舶になっているD丸に乗船していたことは推認することができる。

しかしながら、申立人は、申立期間を含む昭和 32 年 4 月 1 日から 34 年 5 月 1 日まで、E共済年金に加入し、退職一時金が支給されていたことが確認できる。

また、申立人が名前を挙げた元同僚は、「申立人の申立期間については、申立人と乗船してない。私は、その期間別の船に乗っていた。その後D丸に乗船した時、申立人と乗船した。」と供述し、他の同僚は、「申立人のことは覚えていない。」と供述している。

さらに、現在の事業主から、「B営業所の資料は無く、船員保険加入の事実を確認できない。」との回答を得ている。

加えて、船員保険被保険者名簿によると、D丸において申立期間に資格を取得した被保険者 41 人の中に申立人の氏名は無く、船員保険被保険者証の整理記号番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年8月(日付不詳)から41年5月1日まで

昭和37年に官公庁工事の受注のためにA社B支店が設立され、私はその時から勤務している。

その後、昭和41年に同社本社が手薄のため同社B支店が閉鎖されたことにより、同社本社に転勤した。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の具体的な記憶及び元役員の証言から、申立人が申立期間ころA社B支店に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、A社B支店は、厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、本社であるA社は、昭和39年5月1日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間のうち、37年8月から39年4月までは厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立期間当時の元役員の一人名は、「申立人の厚生年金保険の加入は、本社転勤後の昭和41年5月1日からである。B支店として、厚生年金保険の加入手続はしていなかったと思う。」と証言している上、申立人が同時期に同社B支店に勤務していたとして名前を挙げた二人の元同僚も、申立人と同様、本社に転勤後の同年5月1日からの加入記録となっている。

さらに、A社は昭和60年12月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は既に他界しており、関連資料及び証言を得ることはできなかった。

加えて、申立人が名前を挙げた元同僚も、既に他界しており、証言を得ることはできない上、複数の元社員は、「申立人は知っているが、厚生年金保険の取扱いは分からない。」と述べており、申立人の主張を裏付ける証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。